

資料

海外投資保険金請求事件（一）

——在外米系企業国有化の紛争処理事例——

桜井雅夫

はじめに

第一部 アメリカの海外投資保証制度

一 開発途上国における米系企業の国有化、一九六〇年代

（七〇年代

二 アメリカの投資保証制度

三 CIAとITTのチリ内政関与

第二部 米系企業の国有化とOPIC

序説

一 交渉当事者としての被保険者

二 投資家が交渉した現金による解決

1 ラルストン・ブリーナ事件

2 ノーザン・インディアナ・プラス事件

3 投資家（企業）による自発的交渉

三 投資家が交渉し解決した事件でOPICが資金上関与し

たもの

ミナ・マチルデ事件

ペスレーヘム・チリ・アイアン・マインズ事件

レイノルズ・メタルズ事件

パーソンズ・アンド・ホイットモア事件とセーロ事件

解決交渉におけるOPICと投資家との間の協力

6 解決交渉におけるOPICと投資家との間の衝突分野

.....(以上本号)

四 OPICと被保険者との間の交渉で解決された事件

1 ITT事件

2 ブレイドウン・カッパー事件

（付）AAAの仲裁判断で解決された事件

1 ヴィアレンタイン・ベトロリアム・アンド・ケミカル対

2 リヴィア・カッパー・アンド・プラス対OPIC事件

3 AID事件

OPICと外国政府との間で交渉された解決策

はじめに

この資料は、米系企業を激しく国有化した一九六〇年代～七〇年代のラテン・アメリカなかでも、巨額の投資紛争を多発させたチリその他における国有化のリーディング・ケースとアメリカの投資保険当局との紛争事例を整理したものである。左翼政権への移行期における米系企業の内政関与の行動と国有化誘発との関係、国有化に対する補償要求と投資保険金の支払の調整など、いずれも国際法、国内法及びこれらの分析は今日なおその意義を失わないので、⁽¹⁾⁽²⁾ここに公刊する」ととした。

〔用語について〕

本論に入る前に、次の二つの用語について説明をしておく。

1 「取用的行為」

一九六一年对外援助法第二三八条^bは、「取用」(expropriation)について次のように定義している。すなわち、

「取用」という用語には、或るプロジェクトに関する投資家との契約に対する外国政府の破棄、否認又は侵害であつて、かかる破棄、否認又は侵害が投資家自身の過失乃至過誤によって惹起されるものでなくかつそのプロジェクトの作業継続に物理的な逆効果をもたらすもの、を含むが、それに限定されるものではない。」

この「取用」の定義に関して、国際開発局 (Agency for International Development, AID) の *Investment Guaranty Handbook* は、「取用的行為」(expropriatory action) を次のように説明し、間接取用乃至「じのびによる取用」(creeping expropriation) を投資保険事由としている。すなわち、

「外国政府の間接行為は、その行為が〔約款の定義に〕定めた種類の妨害を直接に生ぜしめるときは、取用的行為とみなされる。外国政府の規制的乃至歳入創出的行為が、投資家乃至外国人に対して差別的であるとき又は課税乃至規制が受入れ国政府の憲法上認められた目的からみて不合理なものであるか若しくは一般

国際法の原則に反しているときは、その政府行為は取用的であるとみなされる。⁽⁴⁾

資家の参加権に対するかなりの妨害、具体例としては「企業に対する経営支配権が爾後企業の所有者によって正当に選出された人乃至機関でないものの手にあるものとする旨の政令……」⁽⁵⁾が挙げられている。

一九七〇年には、O P I C が一般約款 (General Terms and Conditions 234 KGT 12-70) の第一・一二条

b 及び d において、「収用的行為」のなかに次の二つの間接収用を含めている。すなわち、

.....

b 投資受入れ国政府が、一年間に亘り、「投資家(典型)としては、海外で設立された子会社に付保済み投資を行っているアメリカ法人一筆者注)に對して企業(右子会社のこと)一筆者注)に係る基本的権利を実効的に行使すること」を妨げる行為、

.....

d 投資受入れ国政府が、一年間に亘り、「在外企業に対するその財産のかなりの部分の使用又は处分に対する実効的な支配権を行使すること」を妨げる行為。⁽⁶⁾

2 O P I C

海外民間投資公社 (Overseas Private Investment Corporation. O P I C) は、「一九六九年对外援助法」によつて設立された独立行政法人である。O P I C の業務のうち投資保険に関するものは、かつて A I D の民間資金部が所管していたものである。その後、ラテン・アメリカを中心とする開発途上国における米系企業の国有化の頻発で O P I C は破産寸前まで追い込まれ、一九七四年の O P I C 改正法に結びついてくる。

(1) 本稿は、筆者が一九八一年に本学に提出した学位論文の執筆時に分析していた海外投資保険紛争事件の一部である。特に本稿の第二部は、学位論文には紙幅の都合で論文に収録できず、当時の通商産業省(現・経済産業省)に検討資料として提供したものである。なお、学位論文(主論文)は、次のとおりである。

櫻井雅夫『国際経済法の基本問題』東京、慶應義塾大学

出版会、一九八三年(以下、櫻井 a)

また、参考論文は、次のとおりであった。

『国際経済法研究』東京、東洋経済新報社、一九七七年

(以下、櫻井 b)

(2) 櫻井 a、二三九一五四頁、櫻井 b、一八七一八八頁、

及び同『国際経済法』新版（東京、成文堂、一九九七年）、「アハタ・デル・エステ憲章」（The Charter of Punta del Este）に裏打ちされた「進歩のための同盟」（Alliance for Progress）を通じて、新しいかたちのラテン・アメリカ援助を志向した。しかし、援助の基本的な性格を変更するにあらず、政府ベース援助と海外投資が一体となる

〔3〕「このわゆる取用」の法律問題について、櫻井 a、七一—一六頁、及び櫻井 c、一一一—一五四頁。

〔4〕 U. S. Agency for International Development, *Investment Guaranty Handbook*, rev. ed. (Washington, D.C.: AID, 1966), p. 19.

〔5〕 *Ibid.*, p. 20.

〔6〕 H. Steiner, and D. Vagts, *jt. ed.*, *Transnational Legal Problems* (New York: Foundation Press, 1968), p. 474; T. Meron, *Investment Insurance in International Law* (Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications, 1976), pp. 68-69.

〔7〕 Foreign Assistance Act of 1969. Pub.L.No.91-175 (Dec. 30, 1969). [H.R. 14580] 83 Stat. 805; Foreign Assistance Act of 1969, 22 U.S.C. §§ 2151, 2191-2200(a); Executive Order No. 11,579, 36 Fed. Reg. 969 (1971).

「アハタ・デル・エステ憲章」（The Charter of Punta del Este）に裏打ちされた「進歩のための同盟」（Alliance for Progress）を通じて、新しいかたちのラテン・アメリカ援助を志向した。しかし、援助の基本的な性格を変更するにあらず、政府ベース援助と海外投資が一体となる資金フローは、経済ナショナリズムの激しい反発を受け、ついでになら。

このような状況に置かれたアメリカは、なお強圧的な援助政策を進めてきた。例えば、在ラテン・アメリカ米系企業に対する排斥的行為に対しても、経済及び軍事の対外援助停止という制裁措置、「力」（force）の行使によつて、弱者としてのラテン・アメリカをアメリカの側に置くとした。これがした態度が、経済ナショナリズムの最たる現象としての国有化を誘発するに至る。

一 開発途上国における米系企業の国有化、一九六〇年代～七〇年代

第一部 アメリカの海外投資保証制度

一九六〇年代、ケネディ（J. F. Kennedy）大統領は、

一九六〇年から七〇年代前半にかけて、米系企業の国有化は、六四カ国で八七五件発生した。⁽²⁾ その時期の米系企業の投資残高は、ラテン・アメリカ外国投資総額の六四パーセントを占め、かつ国有化された企業の件数の八六パーセ

ントは米系企業であった。また、対象となつた主な業種は、⁽³⁾⁽⁴⁾鉱業、石油、製造業、公益事業などであつた。

二 アメリカの投資保証制度

「一九四八年経済協力法」（「一九四七年对外援助法」）の第⁽⁵⁾（篇）によつて、アメリカはアメリカ市民の海外投資に対する保険制度を採用する最初の国となつた。同法は「一九四九年对外援助法」によつて改正され⁽⁶⁾、保険制度が大幅に拡大された。

AIDが担当していた投資保証制度の運用は、一九六九年对外援助法改正によつて、新設のOPICに移行されてゐる。

現在、保証制度は、次のような特別政治リスク（非常リスク）から生じる損失を対象としている。すなわち、

- a 外国通貨交換性喪失、
- b 収用または没収、
- c 戰争、革命または内乱に起因する損失、
- d そこから生じる事業中止、
- e 戰争、革命または内乱に起因する損失、
- f 収用または没収、
- g 戰争リスク—戦争、内乱、暴動等による損失、
- h アメリカ市民が取得すべき権利（債権）に対するアメリカ政府の代位（subrogation）、
- i 協定によつては、かかる投資から生じる紛争を処理する手続として仲裁をとり入れる。場合によつては单一の仲裁人の任命に関する規定、その場合には仲裁裁判に付託する規定を設けている。

また、損失のそれぞれは、独立に付保が可能である。ただし、付保の前にアメリカと投資受入れ国との間に投資保証協定（Investment Guaranty Agreement、IG

A）が締結されている」という「前置主義」（prerequisite）が条件になつてゐる。具体的な手続は、図1のとおりである。

IGAの基本的な内容は、次のとおりである。

a 締約国は、アメリカ市民が実施する投資プロジェクトに関する協議を行うことに同意する、

b アメリカ政府は、以前に他の締約国政府が承認しなかつた投資に対しては、いかなる場合にも保証を付与しないことを約する、

c 保証は、次のリスクに適用することができる。

送金リスク—通貨交換性喪失

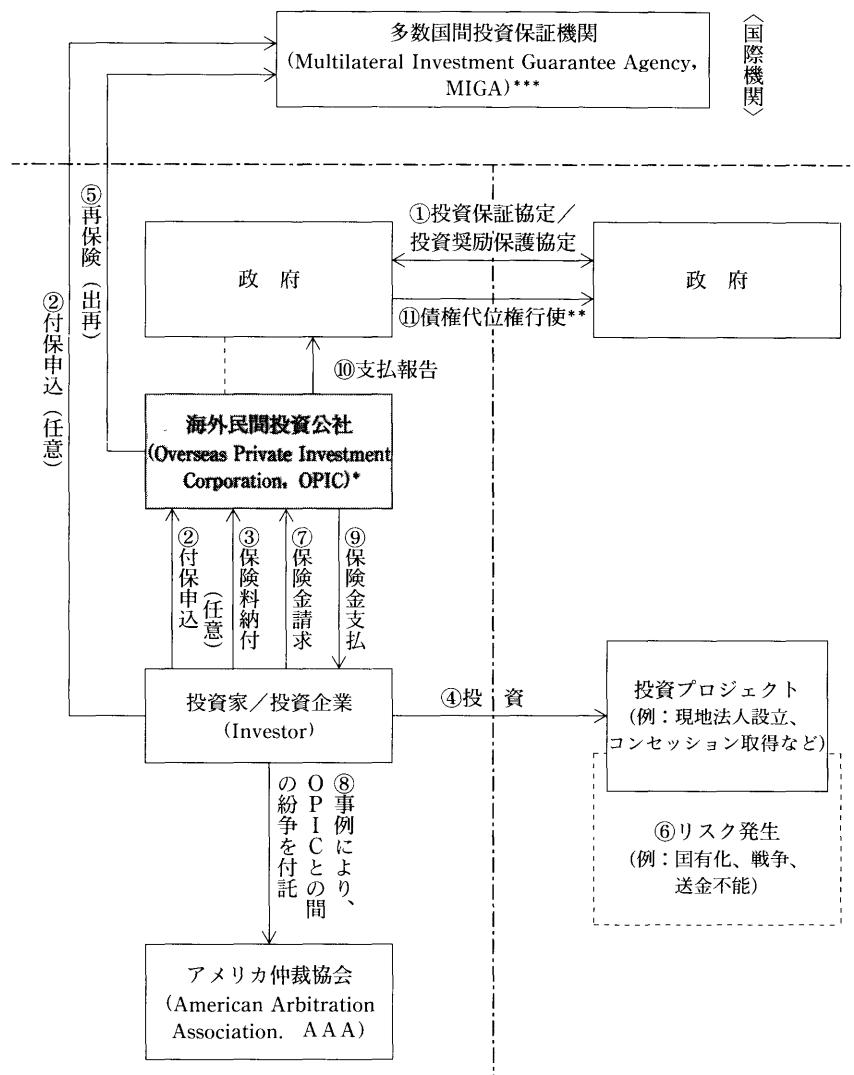
収用リスク—収用または没収

戦争リスク—戦争、内乱、暴動等による損失、

d アメリカ市民が取得すべき権利（債権）に対するアメリカ政府の代位（subrogation）、

e OPICの保険約款によれば、保険金請求に対するOPICの決定に同意しない投資家は、アメリカ仲裁協会

図 1 アメリカの投資保険制度



* かつての国際開発局 (Agency for International Development, AID) の保険業務を引き継ぐ。

** 協定中にアメリカ政府による債権代位権 (subrogation) を規定。投資保証協定は、条約又は行政協定。

*** この機関は1988年に設立されたので、設立前にアメリカの投資家が付保したり OPIC が出再したりすることはなかった。

(American Arbitration Association. AAA) による

仲裁に付託する。約款 100-011 では、「書面による仲裁人の過半数による決定は、両当事者に対しても最終かつ終結のものでありかつ拘束力を有するものとする」と定めている。

当時の保険金請求の状況をみると、AID 当時、一九六六年六月に最初の請求を処理して以来、OPIC は一九七五年の時点ですでに被保険者に対して五七件、二億五〇〇〇万ドルの支払を行ってきた。一九七五年末の時点では OPIC が支払を拒否したケースは一四件であった。このうち、第一の紛争事件はドミニカ共和国で木材プロジェクトを取用されたインターナショナル・バンク・オブ・ワシントン (International Bank of Washington) による三一万八〇〇〇万ドルの請求であった。このケースでは OPIC が仲裁で有利な判断を受けている。第二の紛争事件は、チリで収用されたインターナショナル・テレフォン・アンド・テレグラフ・コーポレーション (International Telephone and Telegraph Corporation.ITT) の九五〇〇万ドルの請求に関するものであった。ITT に有利な仲裁判断がなされ、仲裁から生じたすべての事項に関して OPIC と ITT が処理を行っている (次項三及び第一部四(1)で詳

述)。第三の紛争事件は、チリ・コハペリーラ・ミネラル・エクソティカ社 (Compañía Minera Exótica S.A.

エクソティカ銅山) のエクソティカ銅山とコハペリーラ・コブレ・エルサルバドル (Compañía de Cobre Chuquicamata. チュキカマタ銅山会社。かつてのチリアン・エクスプローラー・カンパニー (Chilean Exploration Co.) のチュキカマタ銅山とコハペリーラ・コブレ・エルサルバドル (Compañía de Cobre El Salvador. ホルサルバドル銅山会社。かつてのチリ・ス・カッパー・マイニング・カンパニー (Andes Copper Mining Co.) のエルサルバドル銅山を収用されたアナコンダ (Anaconda) が請求した一億五四〇〇万ドルを巡る紛争であった。一九七一年には、OPIC は、チリで銅山を収用されたケネコット・カッパー・コーポレーション (Kennecott Copper Corporation) の子会社であるブレイムハン・カッパー・カンベリー (Braden Copper Company) に対して六六九〇万ドルを支払っている (本稿第二部四(2)で詳述)。当時、OPIC が支払の対象とした主な事件は、次のとおりである。

一九七一年九月、チリで所有しているコンパニーア・ティ・コブレ・チュキカマタを収用されたアナコンダ社

に対し、一一九〇万ドル（本稿第二部五-2 参照）

一九七三年七月一チリで銀行を収用されたパンク・オブ・アメリカ（Bank of America）に対し、三〇〇〇

万ドル（プラスその損失額の通貨交換性喪失分の請求

に対して、二六〇万ドル）、

一九七三年一月一アルゼンチンのカーボン・ブラック投資から生じた通貨交換性喪失分の請求を行ったキャボット（Cabot）社に対して、一〇〇万ドル、

一九七三年一月一ソマリア共和国で漁業プロジェクトを収用されたフェアーン・フーズ・インターナショナル社（Fearn Foods International, Inc. ケロッグ社〈Kellog Co.〉の子会社）に対して、三三三万七〇〇〇

〇万ドル（本稿第二部五-1 参照）

一九七四年三月一チリでコハペリート・ミネーラ・アンデス・ミネラ（Compañía Minera Andina アンデス鉱山会社）の権益を収用されたヤーロ・カーボン・ブリ（Cerro Corporation）に対して、チリ軍事政権による補償の申出をめぐり、四一〇〇万ドル支払の取決め（本稿第二部三-4 参照）。

III C-AとT-Tのチリ内政闘争

この時期、アメリカはさまざまなかたちでラテン・アメリカに干渉してきたものの、その殆どが不成功に終わっている。チリではこうした干渉がついに国内政治にまで浸透し、しかもそれがアメリカの行政機構といわゆる「多国籍企業」⁽⁹⁾との連携によるものであることが暴露され、国有化が誘発され、投資保険金請求の処理に極めて大きな混乱がもたらされた。この事件は、対外援助（軍事、経済）と海外投資との有機的なリンクをめざすアメリカ政府の戦略を根底から覆した決定的な事件である。以下にその顛末を整理しておこう。

当時、アメリカのインターナショナル・テレフォン・アンド・テレグラフ・カーボン・ブリ（International Telephone and Telegraph Corporation. I-T-T）傘下のイハタナシヨナル・テレフォン・ト・ハム・テレグラフ・カーボン・ブリ・スーズ・ト・メニカ（International Telephone and Telegraph Corporation, Sud America. I-T-T SA）は、チリのコハペリート・ミネーラ・カーボン・ブリ（Compañía Telefónica de Chile. CHTC）を所有し、長年に亘ってチリの電話システムを順調に運営していた。この対チリ投資について、I-T

T S AはA I Dに対する被保険者として投資保険をかけていたため、その後の保険者はO P I Cとなつた。

一九六四年のチリ大統領選挙では、フレイ (E. Frei)

が選ばれ、かれは外資系大企業を敵視することなしに改革を行うことを約束した。チリに子会社を有する多国籍企業ITTのジニー (H. Geneen) 会長は選挙前フレイに望みをかけ、他の企業家たちと共にC I Aのマッコーン (J. McCone) 長官を通じて支援資金を提供しようとした。マッコーン長官は申出を拒否したが、チリでは出所不明の資金が大量に流入したという噂が飛んだ (マッコーン長官は、

一年後にITTの取締役に就任している)。フレイの当選後、ITTとフレイの間には友好関係が保たれ、新規入札の際にも、ITTは有利といわれていたスウェーデンのエリクソン (Ericsson) 社よりも高値で落札をした。またその後、ITTの経営権を漸次国有化していくという計画に対しても友好的に合意がなされた。

その後、フレイは政局難に直面し、チリの政治は分極化に向かつた。一九七〇年の大統領選挙は、左派のアジェンデ (S. Allende) が三六パーセントを獲得し、決戦投票になつた。投票まで七週間という空白は、アジェンデ派の勝利を阻止しようとする陰謀と思惑でパニックを生み出した。

(フルブライト (J. Fulbright) 委員長) は当該記事を検

この間、ジニーとマッコーンは対立候補のアレッサンドリ (J. Alessandri) を当選させるため、C I Aのヘルムス (R. Herms) 長官、同局南米担当のブロー (W. Broe) らと極秘裡に交渉を繰り返した。しかし、一〇〇万ドルを提供してチリ経済を混乱させるというITTの計画は実らず、一九七〇年一月にはアジェンデ政権が発足する」となつた。このあとITTSAが国有化され、問題は一転して補償問題に変わつた。ITTは、チリ政府と交渉する一方、七一年一〇月にはO P I Cに対して九二〇〇万ドルの保険金の支払を請求した。

ところで七二年に重要な事件が発生する。すなわち、同年三月一一日、『ワシントン・ポスト』 (Washington Post) 紙のコラムニストであるアンダーソン (J. Anderson) が、ITTがチリの内政に関与し、ITTがアメリカ政府に対して七〇年のチリ大統領選挙でのアジェンデ当選を阻止するよう働きかけた可能性があるとして、ITTの内部資料を明らかにしたのである。⁽¹⁾これを契機にして、ITTとアジェンデ政権との間の投資紛争解決交渉は途絶えてしまつた。

討するためには秘密会議を開催したが、席上、ロジャース (W. Rogers) 国務長官は「政府は間違った行為をしていない」と報告している（秘密会議の内容が漏洩するという事態も異常である）。しかしながら、外交委員会はチャーチ (F. Church) 議員のもとに「多国籍企業小委員会」(Subcommittee on Multinational Corporations) を設置することを決定し、この小委員会がまずチリにおけるITTの行動とCIAとの関係の調査に着手することになった⁽¹⁴⁾。

他方、アジェンデは、ニューヨークの国連総会でITT

がチリの国内政治にまで介入していると訴えた。国連は、これを契機に開発及び国際関係に対する多国籍企業の役割を調査するための「有識者グループ」(Group of Eminent Persons) を設置し、このなかでITT問題をとりあげて検討を続け、その結果を経済社会理事会事務局長報告として発表した⁽¹⁵⁾。

アンダーソンの記事によつて決定的に態度を硬化させたチリ政府は、一九七三年二月二七日付法律第一七九一〇号を以て、一九三〇年コンセッション協定を破棄し、チリ政府とITTとの間の「異常な関係を絶つ」と目的としてITTSAに「介入」した。さらにアメリカでも、七三

年三月に下院商務委員会が司法省保管の膨大な文書を暴露したため、三月三〇日には再び上院で本件の聴聞会が開催された。上記多国籍企業小委員会もこの間ITT関係者の証言を聴聞しており、アメリカのホワイトハウス、国務省、CIAとITTとの関係が次第に明らかになってきた⁽¹⁶⁾。

一九七三年四月、OPIICは、ついにITTSAがその投資保険約款上の義務を怠つたという理由で、ITTSAによる保険金支払請求を拒否した⁽¹⁷⁾。そこで、ITTSAは、AAA仲裁規則に従つて選出された三人の独立した仲裁人に対し、本件を付託し、判断を求めるうことになった。

多国籍企業小委員会がまもなくOPIICの業況を評価することになったが、ここで明らかになつたことは、ITTSAの請求金額がOPIICの準備金のかなりの部分を占めることである。OPIICによる対ITTSA支払拒否の決定は、合理的であると考えられるような理由によらずして行われたことになつている。OPIICは、アナコンダ社が行つた一億五四〇〇万ドルの保険金請求に対して七二年九月十九日に支払を拒否したときからすでに保険者としてのOPIICに対する信頼度は危なくなつてきた。ITTに対する支払を拒否したことと、「OPIICは高額の請求に対する支払は行つたがらず、また支払を行うことができな

い」という批判に対し、火に油を注ぐ結果となつた。

一九七三年九月一二日、チリに軍事クーデターが発生し、アジェンデは死亡し、軍事政権が成立した。政権成立までは、チリ政府とITTSAとの交渉の進展は殆どみられなかつたが、これを契機に両者の間で真剣な交渉が開始され、交渉手続に関して少なくとも暫定的な取決めは成立した。⁽²⁰⁾

ところで、このクーデターはチリ軍部が決行したもので、CIAはこれに一切関与していなかつたといわれる。⁽²¹⁾しかしながら、七四年九月、ハリントン下院議員は、コルビーが「アジェンデ打倒のために八〇〇万ドル～一〇〇万ドルの秘密資金を投じた」と下院軍事委員会情報活動特別小委員会秘密聴聞会で証言したことを漏洩させてしまった。⁽²²⁾この点に関して、コルビーは、CIAが行つた援助は「中道」政治勢力に向けられ、次回選挙で勝利に導き、アジェンデを平和的手段で放逐するためのものであり、極右勢力の支援ではなかつたとしている。同九月、キッシンジャー国務長官が上院外交委員会公聴会において「一党支配」(人民連合)の確立を妨げるため、チリに介入したと証言し、さらに同月、フォード大統領が、CIAの地下工作は「チリの国民にとって最善の利益であると思う」と発言するに

至り、アメリカのチリ内政への干渉は明白な事実となつた。チリのいかなる分野にいかなる形態にせよCIAが支援を行ひ、これをホワイトハウスが了知していたことは疑いのないこととなつたわけである。⁽²³⁾

以上のスキヤンダルを背景とするITTの收用事故の法的処理については、本稿第一部四(1)で述べることにする。

(1) 櫻井雅夫・北村かよ子・石田暁恵編『発展途上国の外國系企業国有化』(東京、アジア経済研究所、一九七八年)。

(2) United Nations, Dept. of Economic and Social Affairs, *Multinational Corporations in World Development* (New York: United Nations, 1973). United Nations publications, Sales No.: E.73.II.A.11 および櫻井・北村・石田編、前掲書、四三一、四五頁。

(3) この時期の米系企業の国有化の変遷については、次の文献を参照されたい。櫻井a、一七一―一五頁、および櫻井c、三一七―三一頁。

(4) 例えは、次の文献を参照。櫻井雅夫「投資の保証に関するアメリカとブラジルとの間の協定(付:関係法規)」『国際法外交雑誌』六五卷三号、一九六六年一〇月、八三一九八頁、同「米中投資保証協定について」『法と政策』(第一法規出版)第四号、一九八一年九月。

(15) Economic Cooperation Act of 1948. 62 Stat. 137.

(16) An Act to Amend the Economic Cooperation Act of 1948. 63 Stat. 51 (1949)

(17) 22 U.S.C. § 2194.

(18) 櫻井雅夫「アメリカの投資奨励保護協定—モデル協定(?)」『国際商事法務』110卷9号、110011年9月、¹¹注⁴。

(19) 多国籍企業について、櫻井、1151-176頁。

(20) 本稿に基にした分析の本文そのものは、櫻井、1111-115頁。

(21) J. Anderson, "Memos Bare ITT Try for Chile Coup," *Washington Post*, March 21, 1972, §8 B at D.

(22) A. Sampson, *The Sovereign State of ITT* (Greenwich, Conn.: Fawcett Publications, 1974), p. 13, col.5.

(23) *The Impact of Multinational Corporations on the Development Process and on International Relations.*

United Nations Doc. No. E/5500. June 14, 1974. 146p.

(24) ロバーツ長官は、その後、バーナタイア・ペトロロ

ーム・ペハム・ケーフカル対AID(国際開発局)の紛争に鑑みて、仲裁人に指名されました。Valentine Petroleum & Chemical Corporation - U.S. Agency of Dispute Involving U.S. Investment Guaranty Program. *International Legal Materials*, Vol. 9, No. 5, Sept. 1970, pp. 889-1147. いの事件について、次の文献を参照。櫻井雅

夫「ガーナ・ターハ・ペトロローム・ペハム・ケーフカル対AID事件—アメリカ仲裁協会仲裁判決」『法学研究』78卷4号、11005年四月、711-112頁。

(25) 本稿での記述の殆どは、この小委員会における関係者の証言と次の報告書に基づいてある。U. S. Senate Committee on Foreign Relations, Subcommittee on Multinational Corporations, *Hearings on Multinational Corporations and United States Foreign Policy*. The International Telephone and Telegraph Corporation and Chile 1970-1971. 93rd Cong., 1st Sess. (Washington, D.C.: Government Printing Office, 1973).

(26) Letter from Bradford Mills, President of OPIC, to J. W. Guilfoyle, President of International Telephone

海外投資保険金請求事件（一）

表1 1974年海外民間投資公社改正法の要旨

	75.1.1以降の契約	76.1.1以降の契約	77.6.30	78.1.1以降の契約	79.1.1以降の契約	79.12.31後	80.12.31後
送金不能リスク	債務の25%を民間会社、国際機関その他に移管		OPICによる保険及び保証の債権喪失	50%を移管		OPICは保険業務を直接管理せず。法改正があれば保険者になる。	
収用リスク	同上			同上		同上	
戦争リスク		少なくとも12%を移管		同上	40%を移管		OPICは保険業務を直接管理せず。法改正があれば保険者になる。

出所：櫻井a、219頁。

and Telegraph Corporation Sud America (April 9, 1973) (on file at OPIC, Washington, D.C.).
 (18) P. R. Gilbert, "Expropriations and the Overseas Private Investment Corporation," *Law and Policy in International Business*, Vol. 9, no. 2, 1977, p. 539. なお、本稿第一部の記述は、の論文に拠るといふべきである。

大略。

(19) 上院多国籍企業小委員会のチャーチ委員長が提案した「一九七四年海外民間投資公社改正法」Foreign Assistance Act of 1974, Pub.L.93-559, Dec. 30, 1974 [S. 3294]) によれば、OPICが破産寸前にあり、自己採算という原則を守れなくなつたとされた。その時に検討されたOPICの債務の民間移管計画は、表1のとおりである。その後対外援助法の改正を繰り返し、今日の存続に繋がつてゐる。

(20) W. E. Colby and P. Forbath, *Honorable Men: My Life in the CIA* (New York: Simon and Schuster, 1978) (邦訳『栄光の男たち—コルビー元CIA長官回顧録』(大前正臣・山岡清二訳(東京、政治広報センター、一九七九年)、二七八頁)。
 (21) Colby and Forbath, 邦訳、二八二頁。
 (22) *Washington Post*, September 8, 1974.

(24) 詳細は、櫻井a、二四七一四九頁。

第二部 米系企業の国有化とOPIIC

序 説

一九七一年一月一九日にOPIICが業務を開始した當時⁽¹⁾、その将来は決して明るいには思えなかつた。先述のとおり、OPIICは、AID及びその前身の機関が長年に亘つて運営してきたアメリカ政府の投資保証制度に対する責務を果たさせるために設立されたものである。この制度がOPIICに移管された当時、その制度に基づく既存の保険金の請求及び請求のおそれがあつたものは、バングラデシユ、ボリビア、チリ、ドミニカ共和国、フィリピン、ソマリア、スーダン及びベトナム向け投資に関連したもので、その総額は四億ドルを上回つていた。⁽³⁾これらの保険金請求に対して、支払に充当可能なOPIICの準備金は、総額で八五〇〇万ドルにすぎなかつた。⁽⁴⁾

そこにもつてきて、OPIICにとつて最も深刻な問題がチリで発生した。すなわち、チリで社会主義を信奉するアジェンデ政権の成立によつて、内国投資であると外国投資

であるとを問わぬチリにある事実上すべての民間投資が政府によつて接收されるおそれが出てきたのである。仮にそういう事態になれば、チリ向け投資に対する当時の収用リスク及び戦争リスクの損害は、六億七〇〇〇万ドルすなわちOPIICの総保険責任残高（全世界を対象）の二〇パーセントを超えることになつた。OPIICが抱える難問としては、さるにOPIICの前身たる国際開発局（Agency for International Development、AID）が保険金支払請求を受けた経験は極端に限られたものであつたという事実がある。すなわち、一九七一年以前の一三年間を通じ、政府の海外投資保険制度のもとで支払つてきた保険金は四一〇万ドルをわずかに上回つただけである。⁽⁵⁾しかし、このことは、慎重なりスク・マネジメントの結果というよりはむしろ幸運だったということである。なぜなら、この期間を通じてアメリカの海外投資を巻き込んだ紛争はかなりの数にのぼつたものの、アメリカ政府の非常リスク保険制度がこれに巻き込まれるということはなかつたからである。他方、外国投資に関する先進国と開発途上国との関係はOPIICの設立当初に大きく変化し、その変化が新しいかたちの投資紛争を惹起し、そのいくつかがOPIICの海外投資保険のもとでの保険金請求という結果をもたらすことにな

つたのである。

O P I C は、運用資金が不安定な状況にあったことから、保険金請求を管理してその請求を生ぜしめた投資紛争の解決に関与する必要が出てきたため、早急に独自の対策を講じなければならなくなつた。O P I C がどのように保険金請求を処理するかということに興味を示したのは、民間投資家だけではなかつた。議会からの批判のなかには、O P I C の資金力はきわめて疑わしく、また新たに政府拠出金が必要であるという指摘をなすものもあつた。⁽⁷⁾ そのほかには、O P I C が関与する場合には、特に被保険者に対して保険金の支払が行われた後に外国政府に対しても O P I C が投償代位権（債権代位。subrogation）を行使した場合には政府間紛争の発生する可能性が増大するおそれがあるとの批判があつた。⁽⁸⁾

一九七一年初め、O P I C の幹部らは、ただ単に調査のうえ事実を確認し保険金を支払い、さらに議会に対して適宜資金の補充を要請するよりも、むしろ保険金請求事件の解決を積極的に試みるというアプローチをとつた。このアプローチの目標は、被保険投資家及び外国政府の双方が国化を回避するために彼ら自身で投資紛争を解決することを奨励するものであるが、もしそれが不可能なのであれば

投資家が投資を接收することに対しても受容可能な水準での補償を投資受入れ国から獲得できるよう支援するということであつた。被保険者からの請求に対しても保険金を支払つた場合には、O P I C として不必要な対立を生じさせないよう相対的に低姿勢で臨みながら、外国政府からの回収にかなりの努力を払わなければならない。準備金の増大は保険請求事故の解決に当たつて大きな柔軟性と強みを發揮することを意味するところから、O P I C としては準備金を堅固なものにすることにかなりの注意を払つた。

O P I C の投資保険がカバーする三種類の非常リスクのうち、第一に、収用リスクなし事実上の収用リスクはO P I C が最も活発な役割を果たすことを可能にするものであつた。第二に、戦争リスクによる被害は何の予告もなしに発生し、加害者に対してその後の権利回復を求めることが全くありそうにもない。第三に、通常、送金リスク（通貨交換性喪失）による損害の填補を惹起するような要素はさまざまであり、それは外国政府（投資受入れ国政府）のコントロール外のことかもしれない。⁽¹⁰⁾ 爭いの対象となつている行為を当該政府が完全にコントロールしていない場合には、解決は不可能となる場合が多い。しかしながら、収用的行為については、O P I C の保険契約書中の填補条件

は当該行為が最低限十二ヶ月間継続していることとしている⁽¹¹⁾。つまり、外国政府の真意を探るためにまた解決交渉を開始するために、広範な機会が与えられていることになる。

O P I C が法で賦与された権限によれば、当該保険運営に起因する保険金の請求については O P I C の定める条件に基づいて処理してよいことになっている⁽¹²⁾。この規定を解釈し又は制限するような立法経緯はない。したがって、O P I C は、次の二つのタイプの事件をカバーするためにその規定の意味を広く解釈することが可能となっている。すなわち、第一は、すでに提出されかつ条件を充足した保険金請求の事件であり、第二は、正式な保険金請求は提出されてはいないが O P I C が提案した紛争解決方式が決着しなかつた場合に請求が提出されてくる可能性のきわめて高い事件である。O P I C の経営陣は、実践的にかつケースバイケースで保険金請求を処理する権限を与えられているものと解釈してきた。立法も慣行も、O P I C が厳格な処理政策を採用することを要求しているわけではない。

保険契約それ自体は、解決に至らしめるための枠組みを設定するのに役立っている。投資家は、保険者たる O P I C が早い段階で投資上の問題を知らされるように収用リス

クからの請求原因となるような行為を O P I C に迅速に通知するよう求められている⁽¹³⁾。そのうえ、殆どの事件では、投資家の保険金請求は、収用的行為が一年間継続するまでは条件を充たしたこととはならず、またこの期間を通じ投資家は外国政府の行為を回避し又は当該政府と争うためにあらゆる適切な措置を講じることを義務づけられている⁽¹⁴⁾。

このように、脅威が確認された最初の時点から保険金が支払われるまでの間にはかなりの期間が存在している。O P I C は、投資家と外国政府との間の解決を奨励するためにこの期間を利用しようとを考えている。

O P I C の主な事件が収用に関する保険金請求であったことから、その経営陣とスタッフはそれらの案件に最大の注目と努力を払ってきた。これらの事件の検討は、O P I C が紛争の解決のうえで自らのために確立した初期の目的を達成することができたか否かを評価するのに役立つはずである。さらに、これらの事件は、O P I C が過去の経験に照らしてどの領域により大きな重点をおくべきかを示唆することになる。さいごに、こうした検討は、収用から生じる保険金請求の解決に当たって O P I C が適用したいいくつかのテクニックを検討しがちこれを評価する機会を提供することになる。

一 交渉当事者としての被保険者

収用事件の場合、アメリカと外国政府の大きな関心事は、政府間の衝突に発展する可能性を軽減することである。外国政府がアメリカ政府との直接的な処理を要請せずに投資家との直接交渉を開始する場合には、そのような衝突に発展する可能性は明らかに減つてくる。したがつて、投資家と外国政府との直接交渉は、収用の脅威又は実際に起こった収用に対する最善の対応であるといえる。それにも拘らず投資家と外国政府との間の交渉においてさえOPIICが参加することは、たとえそれが場面々々の後方からであつたとしても、有効なものになる。

投資家は、交渉戦略や受諾可能な解決策を開発するため、保険者の経験を利用してOPIICと共同で行動することができ。投資家の保険契約が、いかなる解決策もOPIICの承認を必要とすると定めているところから、保険者と被保険者との間には密接な協力のための強いインセンティブが存在している。こうした協力を通じ、解決案に対してOPIICが寄与することも、交渉のテーブルで投資家が意見を提示するのであれば、外国政府はこれを容認するのである。

このようにOPIICは解決交渉を行うことを求めはするが、すべての投資家がそうした努力をすることに熱心だといふわけではない。OPIICの専門知識を利用することが交渉を奨励し、さらに交渉を行うことによりOPIICとの保険契約に基づいて受け取る保険金よりも多くの補償を得ることもできるといった事実から、交渉のインセンティブが生まれる。元来、OPIICの保険は、収用という事態に直面する投資家に対してあくまでもリスクの軽減を確実にさせることを狙つて設定されたものである。したがつて、それより高いレベルでの補償を求める交渉を禁止するものではない。収用された資産の評価には多くのアプローチがあり、OPIICの契約で用いられている「投資純額」(net investment) 基準はひとつ手法にすぎない。¹⁸⁾ OPIICのポジションは、当該契約に基づく保険金額が、国有化された資産の所有者に対して国際法に基づいて外国政府が支払う義務を負つた補償水準に対して何らの影響も与えるべきではないということであり、またOPIICとしては、保険によってカバーされている額についての外国政府からの照会にも応じてはこなかつた。事実、OPIICが自分のために解決交渉をした二つの事件においても、OPIICの「投資純額」基準によらなかつたのであり、しかも投資家

に対して支払われる保険金を超える補償の獲得に成功している。⁽¹⁹⁾

被保険者が交渉のテーブルにつくということは、OPI-Cにとって好都合である。その理由は、投資家は当該プロジェクトについての必要な事業と技術のデータすべてを利 USE する事が可能だからである。ときには、民間投資家は関連会社と外国政府との間の取決めによって余りはつきりさせることをしないで補償の方法を見出す事もできる。また、最初は投資家を「入口の外に」おいておき、交渉プロセスに特別のステップを追加する」ともある。すなわち、OPI-Cと外国政府との直接交渉である。そうすると、投資家との話し合いをなくすことになり、外国政府としてはOPI-Cとの解決が実行可能なものであるか否かを綿密に検討する機会もつくることになる。

二 投資家が交渉した現金による解決

投資家と外国政府との間の解決であつてOPI-Cが承認をとつた。

したものはさまざまな形態をとつてゐる。投資家が外国政府からの現金補償を主張し、これを獲得した例もいくつある。

1 ラルストン・プリーナ事件⁽²⁰⁾

ラルストン・プリーナ・カンパニー (Ralston Purina Company) の子会社ラルストン・プリーナ・デ・パナマ株 (Ralston Purina de Panamá, S.A.) は、チリの動物飼料工場であるアリメントス・プリーナ (Alimentos Purina) の約八〇パーセントを所有していた。残りの一〇パーセントはチリ国民が所有していた。会社間での受取勘定となつていた少額を除き、ラルストン・プリーナの貸付及び出資にはすべて付保がなされていた。⁽²¹⁾ 労働問題の発生のあと、チリ政府は、一九七〇年一月の政府介入令⁽²²⁾によつて会社の操業に関する支配権を押さえた。OPI-Cは、当該行為に関して直ちに報告を受けており、被保険者がチリ政府と解決のための交渉を行おうとするのではないかと予想していた。しかし、ラルストン・プリーナはこの政府の行為について直接争うことはせず、その交渉戦略を見出すべくOPI-Cとアメリカ大使館の双方と密接に連絡をとつた。

一九七一年初め、ラルストン・プリーナが外国企業すなわちアリメントス・プリーナに対する自社の権益をチリ政府が購入する可能性についての話し合いがチリ政府との間で始まつた。チリ政府は、いくつかの暫定提案を行つてきた

が、いずれも当該会社における投資家の権益の簿価の半額にも満たないレベルのものであった。これらの提案はいずれも、OPICの同意を得て拒否された。OPICの主張で、投資家は交渉のテーブルに戻り、チリ政府の提案の増額に努めることになった。所轄省庁レベルの交渉の場でアメリカ大使の支援を受けて、ラルストン・ブリーナは、それ以上の交渉の進展がない場合には討議から手を引きOPICに対して保険金の請求を行うとの意向をチリ政府側の交渉人に最終的に伝えた。

一九七一年一〇月、チリ政府は、チリの会計原則に基づいて決定したラルストン・ブリーナの株式の簿価相当額の上に政府提案分を増積みした。それにも拘らず、解決に至るために、次の二つの大きな障害が残っていた。第一に、チリは、この時点までハードカレンシーに窮しており、またたとえ少額の投資であつてもそれを買い取るだけの資金を持ち合わせていないのではないかと思われた。第二に、投資家の現地側パートナーがアジェンデ政権に對して口やかましい批判者として有名だったため、チリ政府はラルストン・ブリーナと同じ条件で現地側パートナーを処遇しようとしなかったことである。

投資家の出資分に関するOPICへの保険金請求はその

成立条件を充たし、一九七二年五月に保険金の支払が行われた。⁽²⁴⁾この支払についてはチリ政府側には公開せず、投資家はOPICに代わって補償交渉を継続することに同意した。また、OPICは、ラルストン・ブリーナに代わって現地側パートナーとの間で合意に達することに成功した。

現地通貨による一括払分は直ちにアメリカ大使館で使用することが可能になっていたこと、またこの資金に見合うクレジットをOPICが大使館の使用する公定為替レートによる米ドルで受け取るということをOPICが決定し、この解決は最終的に決着した。当該取引の交渉は、投資家が行つたので、これはOPICを損なうことにはならず、しかも大使館が現地通貨を早急に必要としていたということは、OPICが回収すべき金額にかなり確信を持ったことを意味した。

チリ側の提案した補償額は四四万八〇〇〇ドル相当のものであった。これは、ラルストン・ブリーナの出資分について保険金としてOPICがすでに支払った六一万四〇〇〇ドルよりはるかに少ないものである。⁽²⁵⁾しかし、OPICは、実際問題としてそれが当時の状況のもとで得られる最高のものであり、また将来求償代位権（債権代位権）を行使するよりはそれを受け入れることがOPICにとつても

經濟的であるとの理由から、チリ側の提案を受け入れたということである。さらに、チリ側が O P I C の検証したラルストン・ブリーナの権益に対し適切な簿価による決定を行っている。O P I C の支払額とチリ側提案額における大きな相違は基本的には外国通貨の読み替えに関する複雑な会計原則によるものであり、チリ政府が独断的に減額をしたということではなかった。

2 ノーザン・インディアナ・プラス事件⁽²⁶⁾

ノーザン・インディアナ・プラス・カンパニー (Northern Indiana Brass Company. 以下、「N I B C O」という) もまた、チリ政府との現金決済に関して交渉を行った。N I B C O は、チリ法人 Industrias NIBCO SGM S.A. Ltd. (以下、「N I B S A」という) の五〇パーセントを所有していた。この会社は、住宅及び産業市場用のハードウェアの製造と販売を行っていた。N I B C O は、総額五〇万ドル弱の投資のすべてについて付保していた。⁽²⁷⁾ N I B S A の二五パーセントは政府系の会社が所有しており、残りの二五パーセントは欧米の主要金融機関の多くを株主とするラテン・アメリカ向け投資会社たる Atlantic Community Development Group for Latin Amer-

ica (以下、「A D E L A」という) が所有していた。一九七〇年一月、チリ政府は介入令により N I B S A の支配権を暫定的に取り上げた。

チリ政府は二五万ドルで N I B C O の権益を買い取る旨の提案を行い、交渉を開始した。このオファーは A D E L A を通じて行われたものである。それは或る非公開の関係者に代わってなされているものであるとされていたが、それが政府であることは誰にも分かっていた。一九七一年四月に、O P I C は、N I B C O が A D E L A と交渉してきた取引について承認するよう求められた。その内容は、N I B C O の権益を三〇万ドルの現金で売却し、かつ N I B S A に対する七万五〇〇〇ドルの貸付の N I B C O 保証を取り消すというものであった。ちなみに、O P I C はその交渉に関して何ら積極的な役割を果たしてこなかった。

N I B S A としてはチリ政府の介入以来資金の空費を続けてしまったことから、このチリ側の提案は N I B S A における N I B C O の権益の価額にきわめて近いものであった。こうした事実に鑑み、またその額がチリ政府の支払い得る最大限のものであることが判明し、O P I C としてはこの解決策を承認することになった。N I B C O の保険金請求が有効であると最終的に決まった場合に O P I C が支

海外投資保険金請求事件（一）

払わなければならなくなる保険金額よりも、提案された補償額のほうが少ないということはOPIICも認めていた。しかし、解決が迅速に決着しなかった場合には、チリ側の介入官としてはNIBSAの損失を増加させることもできだし、さらには当該会社を破産に追い込むこともできたはずである。そのうえ、この提案は、チリ側が外国投資家との解決を迅速かつビジネスライクに行いしかも米ドルで補償金を支払うことができるということ示したことになる。尤も、OPIICはこのあと、NIBCO事件への政府介入は収用的行為を構成すると決定し、当該保険請求を完全に解決するということで追加的に一一万ドルの保険金を支払つたのであるが、仲介者を利用したことが解決を成功に導くうえで重要な特徴であつたし、今後もそれが有効なテクニックとして使えるのではないかとの判断も一部にはあつた。

3 投資家（企業）による自発的交渉

OPIICの解決アプローチにとって障害となる可能性があるのは、被保険投資家が外国政府と積極的に交渉をしようとしないことである。というのは、投資家が完全に付保されており、しかも保険金請求について自信をもつてている

からである。だが、OPIICの主張するところは、そのような事件では、投資家は解決のための交渉を試みるという默示的義務が契約上課せられているというものである。この主張は、収用的行為を回避し又はこれに異議を唱えるために合理的な努力を行うべきであるという投資家の明白な契約上の義務から来るものであつた。たとえ収用的行為を回避する方法がないことが明白な場合であつても投資家は外国政府との紛争の解決と補償金の獲得に適切な努力を払うべきであるというのがOPIICの主張である。

交渉義務に関するOPIICのこうしたポジションは、最終的にはOPIICとITTの子会社コンパニー・テレフォニカ・デ・チレ（本稿第一部三及び第二部四1参照）との間の仲裁手続において最終的に検証されるところとなつた。⁽³⁰⁾ まず、その手続の過程でOPIICが主張したことのひとつは、ITTがCTCの接收に際して、チリ政府との解決交渉を試みるべきであるとの契約上の義務を怠つたというものであつた。これに対して仲裁人は、当該契約は被保険者に対して解決交渉に参加することを要求しておらず、⁽³¹⁾ またこれが契約の意図したところであつたとするならば、「もつと明確な文言が使用されているべきであつた」との判断を下した。⁽³²⁾ その後は現在に至るまで、OPIICの保険

契約書には新しい文言が加えられ、「収用的行為により蒙るべきいかなる損失のためにも適切な補償を投資家に供与する解決に到達することを目的として、プロジェクト所在国政府と誠意をもつて交渉するためのあらゆる合理的な努力を行う」ことを、最も早期の実行可能な時日における投資家の義務として特に課すことになつてゐる。⁽³⁵⁾

三 投資家が交渉し解決した事件でOPIICが資金

上関与したもの

OPIICは、保険金「請求を解決する」権限のほかに、手形その他債務証憑類を保証し、及び「現時点で又は爾後特にOPIICに与えられる権能行使するに必要又は適當と思われる行動をとる」権限を与えられている。したがつて、OPIICとしては、現金支払によるだけでなく、補償として外国政府が発行する約束手形を保証することでも保険事故を解決することもあり得た。この権限に基づいて、OPIICは、外国政府と被保険投資家との間の解決交渉に関与し、解決条件に影響を及ぼしその内容を高めようとしてきた。補償の水準及び支払条件が受け入れ可能なものであることを条件として、現金に窮する外国政府の債務を保証することをOPIICが約束したために、普通ならばあ

り得ない解決まで達成することができたわけである。OPIICにとってこのように現金支払の必要がなくなつたことは、OPIICが投資保険制度をビジネスとして運営するようとの議会の意見表明に合致するところとなつた。⁽³⁶⁾

1 ミナ・マチルデ事件⁽³⁹⁾

ミナ・マチルデ・コープルーニッシュ（Mina Matilde Corporation、マチルデ鉱山）は、U.S.スチール（U.S. Steel）とエンゲルハーツ・ミネラルズ・アンド・ケミカルズ・コーポレーション（Engelhard Minerals & Chemicals Corporation）の合弁会社であり、ボリビアの鉛・亜鉛鉱山を賃借し操業するために設立されたものである。当初、投資家は投資全体について政治リスク（非常リスク）をカバーするために付保を行つた。当該鉱山はボリビア政府が交代するたびに何度も接收の脅威に曝されてきたが、一九七一年四月遂に国有化されるところとなつた。⁽⁴⁰⁾ この事件は、OPIICにとってチリ以外での収用のなかで最初の大きな収用事故による保険金請求であった。当初OPIICと投資家との間には険悪なものがあつた。OPIICは、ボリビア政府の行為については直ちに通知を受けたが、当該投資が保険で十分にカバーされていたわけでは

ないので、投資家としてはボリビア政府との解決交渉はO P I Cの問題であるとの立場をとった。その後投資家がボリビアの国内救済手続を求めるべきか否かについてO P I Cの助言を求めたとき、O P I Cの反応は曖昧なものであった。O P I Cの最後の結論は、投資家自身が法的な行動をとるべきでありかつそれを直接遂行すべきであるというものであったが、その時点では現地の法律により遅延を理由に訴えの受理が拒否されてしまった。

O P I Cは、投資家がなお解決交渉を行うべき法的義務を有していると主張した。投資家がこの義務の遂行に同意したことから、O P I Cと投資家との敵対関係は好転し、両者が解決に向けて密接に作業を行うことが可能になつた。

O P I Cは、他の事件と同様、事件発生国に代表者を置いて投資家との協議を可能にさせ、交渉円滑化のための迅速な指示についてかれらがワシントンと直接連絡できるようになつた。一九七一年夏のトーレス (Torres) 左翼政権の崩壊に次いで、然るべき担当官が紛争解決を試みるべきであるとの要請をアメリカ大使が行つてから、新政権との交渉が開始された。

投資家とO P I Cは、ボリビア政府による同鉱山の完全な買取りという選択肢も検討したが、交渉を続けるうちに

鉱山の返還要求、合弁会社設立のいずれも現実的ではないことが明らかになつた。ボリビア政府が当該鉱山での価額を設定するための委員会を設置する一方、投資家は鉱山の産出高と将来の利益見込みに基づく補償要求を行つた。しかしながら、ボリビア政府が六〇〇万ドルを提示し、投資家が当該鉱山を二〇〇〇万ドル以上と評価した段階で、交渉は行き詰つた。その後投資家が同鉱山の産出物の販売に関与していくことで暫定合意に達した。

投資家とボリビア政府の交渉担当官は交渉を再開し合意に達したが、ボリビアの内閣は政治的な理由からその協定を承認しなかつた。⁽⁴⁾ これらの討議を通じ、投資家の代表、O P I C及びアメリカ大使館員の間でかなりの接触があり、ボリビア政府が当該解決策を認めなかつたことを受けて、アメリカ大使は交渉を再開するため精力的な努力を行つた。

再開後に改めて討議をした結果、投資家が一三四〇万ドルの支払を受けるという合意が最終的に成立し、ボリビア政府がこれを承認した。しかしながら、ボリビア政府は支払可能な現金を有しておらず、また投資家も手形での受取りを認めなかつた。O P I Cと投資家双方の努力で、二つの銀行がボリビア政府に対して五四〇万ドルの短期融資を

行うことに合意した。残り八〇〇万ドルについては、バンク・オブ・アメリカ (Bank of America) が 1〇年返済で、かつ OPIIC が債務返済について保証するとの条件で融資を行うことを申し出た。⁽⁴⁵⁾

この解決方式は、一九七二年一月に OPIIC の承認を得て成立した。ボリビア政府との解決は実質を伴うものであり、OPIIC による早急な保険金支払を必要とするものではなかった。この事件では、OPIIC の支払保証元本が保険での填補額を下回ったことから、OPIIC の予定負債額も軽減された。さらに、当該鉱山の產出物を投資家のうちの一人が持つ関連会社が購入するという合意ができ、実質的にはすべての収益がバンク・オブ・アメリカへの返済のための特別勘定に払い込まれることとなり、事件解決の経済的基盤が確保された。

チリ向け投資二三〇〇万ドルの約八〇パーセントは、OPIIC により付保されていた。⁽⁴⁷⁾ チリにおける他の事件と同じように、一九七〇年一月の「介入」(intervención) のあと労使紛争が発生し、ベスレヘムは、一九七一年二月一日までに鉱山の売却交渉を行うようチリ政府から通告を受けた。

ベスレヘムは当初、その資産については簿価とするが、返済期間三〇年、年利三パーセントという条件のうえにいくつかの厄介な条件も付された。投資家は、この申出の拒否を望み、OPIIC に指示を求めた。OPIIC はさわめて慎重に対応し、この事件に関しては収用的行為が発生したか否かの結論を出すのに十分な情報がないこと、したがって照会に対し直接に対応する立場にない旨を伝えた。

ベスレヘムとしては最初のチリ側提案を拒否したが、再び交渉を開始した。アメリカ大使館は、チリ側のアプローチについての情報を OPIIC とベスレヘムに知らせるうえで重要な役割を果たした。さらに、ベスレヘムは OPIIC に対して進捗状況を十分に伝え、OPIIC としてもさらに大きな相互信頼関係を導き出せるよう、交渉中ずっと OPIIC のスタッフをチリに派遣していた。さらに、双方の政府としては、この事件を、銅鉱山収用に関して生じる対決の或る鉱山で操業を行うため、支店を設置した。当社の

の場で自分がとりたいポジションの先例を確立する絶好の機会と捉えていた。このときひとつの大切な要因が働き、事態は早急かつ有益な解決の方向に向かった。すなわち、解決が早急に決着しなければ、この問題が産業問題にほどんど全く不慣れな政府職員の手に委ねられることが明らかになつたのである。そのような状況のもとでは、解決は事実上ますます困難になる。

チリ側の最初のオファーでは現金決済を行わないことが明らかであつたために、別の可能性としてO P I Cによる現金支払という案が出てきた。そこで、正式な保険金請求とO P I Cによる現金支払という選択肢を集中的に検討した。その結果、O P I Cがベスレヘムに対して提示した案は、ベスレヘムとチリ政府との間で受入れ可能な補償合意に達した場合にO P I Cが何らかの支払保証を与えるといふものであった。

ベスレヘムは、在チリ資産について簿価を基準とし、年利五・七五パーセント、返済期間一七年で支払うとする協定を締結した。このうち補償の六〇パーセント以上は、最初の七年間で支払われるものとされた。O P I Cは、ベスレヘムが一二ヵ月の留保期間が経過した後に保険金請求権は有効になるということを決定し、その後の請求の解決に

当たつては、O P I Cがベスレヘムの付保範囲でチリ政府発行の手形について支払保証を行うということで同意した。⁽⁴⁹⁾こうして、O P I Cは一七〇〇万ドルの保険金即時支払から免れたわけである。

3 レイノルズ・メタルズ事件⁽⁵⁰⁾

レイノルズ・メタルズ・カンパニー（Reynolds Metals Company）は、ガイアナに小規模のボーキサイト鉱山及び加工工場としてレイノルズ・ガイアナ・マイinz・リミテッド（Reynolds Guayana Mines Ltd.）を所有し稼動させ、投資の殆どをO P I Cの保険でカバーしていた。⁽⁵¹⁾一九七〇年初め、ガイアナ政府は、操業を取り上げると威嚇を繰り返した。レイノルズはこうした威嚇に抵抗し、また合弁事業にするようにとの政府の示唆にも抵抗した。一九七一年、ガイアナ政府は、ボーキサイト生産の国有化を認める「ボーキサイト国有化法」を制定した。⁽⁵²⁾一九七四年春、ガイアナ政府は、「ボーキサイト生産税法」を制定し、同政府の年間の税収は一億五〇〇〇万ドルを超えるまでに増大した。レイノルズはジャマイカにもかなりの投資を有しており、O P I Cはジャマイカ向けアルミニナ・ボーキサイト関連投資に関して莫大な額の政治リスク（非常リスク）

保険を引き受けている。こうしたことから、レイノルズと O P I C の両者は、ガイアナにおける政府行為がジャマイカ向け投資に与える影響に关心を寄せていた。

当初はガイアナ政府がレイノルズの税負担を増加させることが狙いだったのか、それともレイノルズの持株を国有化することが狙いだったのかが不明であった。一九七四年七月初め、ガイアナ政府はレイノルズに対し前年の所得税に関して二七〇万ドルの納税不足があると査定して、これを追徴しようとした。この納税は行われたが、レイノルズはこれに抗議し、ガイアナ内国歳入庁長官を相手取つてガイアナの裁判所に返還訴訟を提起した。⁽⁵⁴⁾ 七月中旬、ガイアナ政府は、ジャマイカと類似のボーキサイト生産税を課し、また同年末までにレイノルズの持株を国有化するとの意図表明を行つた。⁽⁵⁵⁾

レイノルズは、この新規課税が収用的行為とみなされるのか否か、それとも生産税賦課の要求に直面して操業を閉鎖することが収用的行為の挑発 (provocation) になると O P I C がみなすか否かという点について、O P I C の立場を問い合わせた。挑発があつた場合には、保険契約上の収用的行為はなかつたことになる。⁽⁵⁶⁾ O P I C は、レイノルズに対してこの二つの質問に対する即時の回答を行わなかつたが、代わりにガイアナ政府との交渉を図るためのアメリカ大使の支援を受けられるよう努めた。初めのうちはレイノルズとガイアナ政府との間では生産税に関する合意の交渉に話合いが集中したが、O P I C は、両方の問題すなわち課税と国有化の問題を検討することのみに意味があるとの立場から、国有化資産に対する補償についても同時交渉とするよう迫つた。しかし、補償についての論議は真剣に行われないまま一九七四年九月に交渉は決裂し、その後ガイアナ政府はレイノルズの投資協定上の権利に明らかに反するかたちで生産税を課した。事実、ガイアナ政府は、要求する税額を超えるような補償の支払を申し出る意向は見せなかつた。

レイノルズは、解決交渉に積極的ではなかつた。ガイアナでいかなる問題について妥協することも他の諸国特にジャマイカにおけるレイノルズの権益に逆影響を与えることを恐れたからであつた。レイノルズはまた、交渉者の身体の安全に关心を払つた。ガイアナにおけるレイノルズの投資の約八〇パーセントはO P I C に付保されており、したがつて交渉を促進することの経済的インセンティブはたいしたものではなかつた。レイノルズが生産税を納付しなくても填補額は損なわれないとの保証をまずO P I C から得

てから、この税を納付しないことを決定したことで関係はさらに悪化した。さらに新税の対象になつていなかつた高品位のケミカル・ボーキサイトの船積みをガイアナが禁止したため、レイノルズは派遣職員を引き揚げ、操業を中止し、さらに殆どの労働者を一時解雇した。

OPIICは、自身が一層活発な役割を果たさなければならぬということで、次の会合から交渉の参加者になつた。

話し合いを合理的に進めるために、いくつかの段階を踏むことになつた。また営業資産の物理的状況を検査する目的で、OPIICは外部コンサルタントを採用した。コンサルタンクトは、調査を行う過程でガイアナ政府の技術職員を同行させた。さらにOPIICは、会社の資金状況を確かめる目的で、帳簿及び記録に関して独自の検査を行い、またガイアナ政府に提出すべき補償案の内容を詰めていった。最終的には、ガイアナ政府との最終交渉ラウンドに先立つて、OPIICとレイノルズは、OPIICに対しレイノルズが有する保険金請求権の完全な決済として受け取るべき現金の最低限度について合意に達した。

レイノルズとOPIICの間で一〇〇〇万ドルの現金支払ということで合意したことから、両者はガイアナ政府に対して最低限この額を支払うよう納得させるために努力を集

中した。ガイアナ政府の代表は、早い段階で彼らのオファーを約三五〇万ドルという補償純額まで増額してきた。OPIICが交渉テーブルに参加しての激しい交渉の末、一九七四年一二月三一日に協定が締結された。妥協の主要点は、

①ガイアナ政府が資産簿価額をベースに補償を支払い、かつ税払戻し要求額の殆どを還付する一方、②レイノルズが一九七四年分の新税については実質的に納付する、というものであつた。つまり、実質的な成果は、一年間に亘り現在額の一〇〇〇万ドルを支払うという補償内容になつたわけである。手形自体に伴う利子については、約八・五パーセントの年利をその元本に組み入れることにした。

この事件の場合、OPIICの参加が必要だつたのは、補償水準を引き上げるためではなくて、解決自体を引き出すために必要な雰囲気をつくるためであつた。

4 パーソンズ・アンド・ホイットモア事件⁽⁵⁷⁾とセーロ事件⁽⁵⁸⁾

チリでアジェンデ政権が成立したとき、パーソンズ・アンド・ホイットモア社 (Parsons and Whittemore, Inc.) は、チリ政府との間で「ターンキー」ベースのパルプ工場の完成をほぼ間に控えていた。投資家は、経営契約に従つて工場の株式の二〇パーセントを所有し、その操業を指

導することになっていた。一九七一年初め、チリ政府は当該工場の操業管理を引き受け、パーソンズ・アンド・ホイットモアにはアドバイザーのポストを委託する意図がある旨を明らかにした。投資家のポジションとしては、当該工場に対する出資分が同時に買い取られるならば経営契約の変更を考慮するということであった。

O P I C は、投資家とチリ政府との間で紛争が生じれば、当該工場の成功のチャンスに深刻な損害を与え、かつ収用につながる恐れがあると結論した。⁽⁵⁹⁾ 現金での買収が不可能なことから、O P I C は、チリ政府との間で受け入れ可能な協定が締結された場合には、補償として発行されるチリ政府手形部分に対する O P I C の支払保証を行いうこととでパーソンズ・アンド・ホイットモアと合意して解決するよう勧奨するものとした。

パーソンズ・アンド・ホイットモアの主導で行われたその後の交渉では、株式の売却については早急に決着した。新しい経営関係及び技術役務契約についてもまた最終的に合意に達した。パーソンズ・アンド・ホイットモアは、当該プロジェクトにおける出資権益を簿価で計算したものを受け取ったが、その額は O P I C が投資保険上の目的で計算した株式投資額を若干上回るものであった。支払は年利

率六・〇パーセントで最高一五年間にわたるといふことであった。

次に、セーロ・コープレーシヨン (Cerro Corporation) は、チリに大規模な投資を行い、リオ・ブランコ (Rio Blanco) 銅鉱山を開発しそこで生産を行っていた。資本の七〇パーセントはセーロが所有し、残りは政府銅公団であるコルポラシオン・デル・コープレ (Corporación del Cobre. CODELCO) が所有していた。セーロの総投資額は貸付及び出資を合わせて四〇〇〇万ドルを超えていた。しかし、O P I C の保険でカバーされていたのは、総額一四〇〇万ドルの関連債権だけであった。⁽⁶⁰⁾

最初、アジェンデ政権が、リオ・ブランコ鉱山を、かつてアナコンダ・カンパニー (Anaconda Company) とブレイドウン・カッパー・カンパニー (Braden Copper Company. Kennecott Copper Corporation の子会社) が所有していた大規模鉱山の場合と同じような手法で処分しようとしているのかどうかが明確ではなかった。この鉱山もまた、O P I C のかなりの保険準備金をもつていてしまった経緯がある。セーロの投資については、その投資が新規のものであること、困難な鉱床が開発されてきたこと、建設が完了していなかつたこと、鉱山から未だ利益が発生

していないことから、チリ政府としては他の鉱山とはべつのものであると考えていることが分かった。

チリ政府は、一九七一年初めに投資家の権益の売却について話し合うためにセーロの代表を招いた。話合いが行われている間、O P I Cの代表はチリに滞在し、適切な解決がなされた部分に関してはO P I Cが保険填補を継続する用意がある旨セーロに通知した。しかしながら、他のチリ銅鉱山に対する投資に関して発給していた保険填補額が膨大であったことから、この間のO P I Cとセーロとの関係は複雑なものとなつた。O P I Cはセーロの話合いの関連でO P I Cがとる特別扱いの行動が他の鉱山への投資家によるその後の保険金請求にどういう影響を及ぼすかという問題につねに直面していた。

一九七一年五月末までに、セーロはチリ政府側交渉者との間で暫定合意に達した。しかし、政治的な理由でチリ政府による批准を得られず、リオ・ブランコ鉱山は、大規模銅鉱山の国有化を定めるチリ憲法の一九七一年七月五日付改正のなかに含まれることになつた。^[61]

一九七三年九月のアジェンデ失脚後、チリ政府はすべての銅鉱山会社と解決についての交渉を行う意思がある旨の表明を行つた。チリとセーロとの間の交渉が開始される前

に、O P I Cは、セーロの収用に関する保険金請求の正式な処理に代え、チリがセーロに対して発行するチリの手形部分に対してO P I Cが保証を行う準備があることを示唆した。その場合の保証対象となる手形金額については、O P I Cとセーロが交渉することになった。

最終の金銭条件は、一九七一年に暫定的に合意したものと実質的な差はなかつた。尤も、利率はかなり高くなつた。加えて、セーロは、チリから銅のスラッグとコンセントレートを買い入れるための販売協定が実施されている間は受け取った手形に前払を行うという有利な取決めを結んだ。

5 解決交渉におけるO P I Cと投資家との間の協力

O P I Cの設立当初は、O P I Cもまた投資家も、外国政府と解決交渉を試みるべき投資家の責任の範囲については、明確な考え方を持っていなかつた。チリで発生した事件でも、当初O P I Cはそのような交渉を行うことが保険契約により要求されているとの立場をとつてきた。右でとりあげてきた七件のうち三件は、投資家がO P I Cからの重要な関与及び援助なしに補償取決め交渉を迅速に進めたものである。セーロは、当該プロジェクトに対して非付保の

巨額の保護すべき権益をもつていたが、このことは、チリ政府との間で運営関係を再編したパーソンズ・アンド・ホイットモアの場合も同様であった。NIBCOは基本的に自力依存であったが、これはおそらく、OPICが債務を直ちには認めてくれないであろうという判断に動機づけられたものであろう。

セーロとかパーソンズ・アンド・ホイットモアのようにOPICが政府債務を保証した事件では、法的な観点——例えば、準拠法の選択、支払地、紛争解決条項——から取決めを強化する目的で、OPICが取引の技術的な面に影響力を行使することが可能であった。ペスレームとラ尔斯トン・ブリーナは、話し合い開始のためにチリ政府から招聘されたものの、迅速な解決の取りまとめにOPICの協力は不可欠であった。事実ラ尔斯トン・ブリーナはOPICに代わって取決めの交渉を行ったが、それはOPICがすでにラ尔斯トン・ブリーナの出資分に関する請求に対しても保険金の支払を行っていたためである。仮に投資家が補償の一部を現地通貨で受け取ることをOPICが認めなかつたとすれば、回収はかなり遅れていたものと思われる。OPICがチリ政府の債務を保証したことにより、たとえ即時現金決済を用意しないような解決交渉が行われたとして

も、OPICとしては填補を行なう旨の保証をペスレームに与えたことになったのである。この保証があつたために、ペスレームとしては非付保投資分の収用に対しても補償を行なうという取決めを実現することができたわけである。

ミナ・マチルデ事件においては、OPICは投資家がボリビア政府との解決交渉を試みるよう迫った。ひとたび投資家が努力することを約束すると、OPICと被保険者は、とりわけ対ボリビア政府の貸付機関を探し補償協定の資金条件を確定するに当たって巧みに共同行動をとった。投資家は、鉱山事業に関する知識を生かし、鉱山を成功させ貸付金の返済を確実にし、これを補償の決済資金に当てさせるために支援を行なった。そこに大使館その他アメリカ政府の行動が加わり、これが外国政府に交渉を促進させようとするOPICと投資家の努力と整合されていったわけである。

レイノルズ事件は、OPICの努力がなければ解決されなかつたものと思われる。レイノルズとしては、OPICが投発行に関与するようになったときは、ガイアナにおける投資を失う覚悟を決めていたようである。解決策は、実際にはOPICとレイノルズの共同交渉の結果としてもたらされたものであるが、投資家としては、レイノルズが解決

交渉から受け取るべき最少限度額が確定したときは自らの意思でOPIICに主導権を渡すことにしていました。この事件は複雑であった。このため、補償案を作成しかつ解決を妨げる労働問題を処理するうえで不可欠な技術上・資金上の問題を理解させるためには、OPIICと投資家との間の広範な調整が必要であった。

レイノルズ事件ではOPIICが交渉に当たつてもつと積極的な役割を引き受けよう要請されたが、この事件を除けばこれまでの事件解決に対するOPIICの基本的な貢献は、次のようなものであった。すなわち、①OPIIC自身が関わる受諾可能な解決策のための資金ガイドラインを設定したこと、②OPIICの現金追加支払を要する解決策の承認に十分なだけ柔軟的であったこと、③投資家に対して現金又はそれと同等のものを利用できるようにする資金援助を提供し又は提供することを約束してきたこと、及び④解決に達しなかつた場合にアメリカ政府のさらに大きな関与を可能にさせることであった。

6 解決交渉におけるOPIICと投資家との間の衝突分野
OPIICと投資家の間にはしばしば緊張が生まれる。それは、解決のための交渉が不成功に終わった場合に敵対す

るようなことが潜在的にあるためである。そのうえ、OPIICは保険金請求に対して争うに敏であり、すぐに保険金額を削減したがる存在と考えられ、ときにはOPIICとの「パートナーシップ」という点で投資家の信頼を害するところもなってきた。理想としては投資家とOPIICはお互いにオープンであるべきであり、解決の戦略に関しては十分に意思の疎通を図るべきであるが、実際にはこうした衝突が認められるところから、OPIICとの関係を持とうと接近する投資家の数は減っていくこととなつた。

交渉期間中に投資家がOPIICに質問してくる典型的な問題は、次のようなものである。すなわち、①外国政府の行為がOPIICの見解では収用になりそうだと外国政府に伝えてよいのか、②外国政府に対してどのような救済を迫るべきか、③外国政府の支配にチャレンジできるようになるためには、当該国に追加資金を積むべきなのか、④もしそうであれば、この追加資金は付保済み投資とどういう関係になるのか、⑤プラントを閉鎖し操業を中断した場合に、OPIICはこれを挑発行為とみなすのか、⑥交渉が行われている間は技術援助計画及び拡張計画の継続を考慮すべきなのか、というようなことである。

これらの質問に対する簡単な答えはないとはいっても、OPI

I Cの対応が慎重かつ漠然としていた一九七一年当時に比べれば、今日のOPI Cの対応のほうが改善されていることは確かである。明快な回答がない場合には、投資家（被保険者）に対しては、かれらが保険者と一緒に「卵殻の上を歩いている」といった感じを抱かせてしまっている。そうかと思うと、交渉の雰囲気を保持するために、当該プロジェクトに対して前貸しをした追加資金額についてOPI Cが保険を引き受けてくれるかといったような不合理なことを投資家が要求してくることもしばしばあった。

OPI Cは、仮定の事実状況に関しては助言的な意見を与えることを探してきている。それにも拘らず、そのような助言を信頼して投資家がその立場を変更しなければならないとか一連の行為を選択しなければならないというような状況にあるときは、特定の行為が保険契約に對して有する効果というものに関してOPI Cがコミットをする態勢はできている。OPI Cがこのような姿勢を見せれば、以下のような投資家の懸念は多少除去できるかもしれない。すなわち、懸念とは、OPI Cの作ってきたルールは詳細かつ複雑であり、しかもOPI Cはそれを明らかにせず、投資家に対しては填補の損失を免れようとしてこのルールに厳格に従うことを要求しているのではないかということである。

投資家がOPI Cの関知しないところで隠れたかたちの補償金を受け取れるように条件を整える可能性もあり、このこともまた両者の間に緊張をつくり出してきた。⁶²⁾ 例えば、OPI Cとしては、投資家が非付保の投資部分について回収を極大化することだけを狙っているのか、それとも債権代位権者としてのOPI Cに属する付保部分について追加的な補償を得ているのかというようなことを自問しなければならなかつたのである。

である。

或る特定の解決が他の事件に与えるインパクトということについてOPI Cが早い段階で懸念するところから、もうひとつ緊張が生じる。保険金請求は大規模投資の請求案件など参照せずにプラグマチックな方法で処理されるべきだと考えている小規模投資の会社としては、こうしたことを特に心配するようになつた。OPI Cとしては弾力的に対応できると説明してきている。パーソンズ・アンド・ホイットモア、ラルストン・ブリーナ事件を対象とする解決その他初期のチリ事件の解決が示してきたところは、小規模投資家の問題は当該外国における経済的な哲学的な争いに関わりなく相対的に早期の解決が可能だということである。

普通ならば保険者と投資家にとって受入れが可能であるような解決策に対して、OPIICが承認しないように他のアメリカ政府機関が制度的な圧力をかけることがある。アメリカ政府は、国際法に基づいて最低標準とみなす条件下に合致しない解決に対しては公的な支持を与えたがらない。⁽⁶³⁾ 被保険者に対する受入れ国政府の最善のオファーというものが国際法に基づく最低基準に対応していない場合に、いくつかの事件でOPIICがとった実際的な解決は、そのような処理の仕方を承認せずに、その承認の欠缺を請求に対する防衛として問題としない旨合意するということである。これは、損害の軽減に当たって事業上強い関心を持つ保険者にとっては慎重なアプローチであった。

States Investment Insurance Program, "Law & Policy in International Business, Vol. 3 (1971), p. 101; Whitman, *The United States Investment Guarantee Program and Private Foreign Investment* (Princeton Studies in International Finance, 1959).

(3) OPIIC, *Annual Report, Fiscal 1971*, at 34. 一億ユーロ（数字は、競争みなみたナマハタ）（Anaconda）社の一億六〇〇〇万ユーロの請求が含まれてござ。See *ibid.* at 34 n. 6.

(4) *Ibid.* at 6.

(5) 六億七〇〇〇万ドル（110ページハム）（数字は、1971年）（AIDの会計部が作成した次の内部文書に掲ったものである。Financial Summary, Specific and Extended Risk Non-Housing, Investment Guaranty Program (Dec. 31, 1970)

(1) OPIICは、一九六九年対外援助法 (Foreign Assistance Act of 1969, 22 U.S.C. §§ 2151, 2191-2200(a)) によって創設され、行政命令 (Executive Order) 第二一五七九号 (36 Fed. Reg. 969 (1971)) の公布によって活動を開始したものである。

(2) OPIICへの移譲によって、特別危険保証制度は投資保険制度と呼称されるようになった。特別危険保証制度の歴史については、次の論文を参照。Adams, "The Emerging Law of Disputes Settlement Under the United

States Investment Insurance Program, "Law & Policy in International Business, Vol. 3 (1971), p. 101; Whitman, *The United States Investment Guarantee Program and Private Foreign Investment* (Princeton Studies in International Finance, 1959).

(3) OPIIC, *Annual Report, Fiscal 1971*, at 34. 一億ユーロ（数字は、競争みなみたナマハタ）（Anaconda）社の一億六〇〇〇万ユーロの請求が含まれてござ。See *ibid.* at 34 n. 6.

(4) *Ibid.* at 6.

(5) 六億七〇〇〇万ドル（110ページハム）（数字は、1971年）（AIDの会計部が作成した次の内部文書に掲ったものである。Financial Summary, Specific and Extended Risk Non-Housing, Investment Guaranty Program (Dec. 31, 1970)

(1) OPIICは、一九六九年対外援助法 (Foreign Assistance Act of 1969, 22 U.S.C. §§ 2151, 2191-2200(a)) によって創設され、行政命令 (Executive Order) 第二一五七九号 (36 Fed. Reg. 969 (1971)) の公布によって活動を開始したものである。

(2) OPIICへの移譲によって、特別危険保証制度は投資保険制度と呼称されるようになった。特別危険保証制度の歴史については、次の論文を参照。Adams, "The Emerging Law of Disputes Settlement Under the United

Corporation, 93d Cong., 1st Sess. 8 (Comm Print 1973)

(9) 一九七六年八月三一日、OPICは、付保投資家に対

して現金で四九件の請求を解決した。その内訳は、通貨交換性喪失の請求二八件に対して約八〇〇万ドル、収用の請求

七件に対して約二〇〇〇万ドル、戦争による損害の請求

七件に対して約七〇万ドル、収用と通貨交換性喪失合算の請求一件に対して八六万ドルであった。」のほか、OPICは、収用の請求八件の解決のために約一億七七〇〇万ドルの支払を保証して、た。OPIC Press Release No.

TS/366 (Sept. 1976).

(10) 通貨交換性喪失のカバレッジに関する法令上の定義は、「承認済みプロジェクトからの収益又は利潤として、その投資の全部若しくは一部の返済若しくは利益として、又はその全部若しくは一部の売却若しくは処分の代償として收受した外貨又は外貨によるクレジットを、アメリカ・ドルに転換する」が不可能になる」とある。22 U.S.C. § 2194(a)(1)(A) (1970).

(11) AID, Contract of Guaranty – General Terms and Conditions § 1.15(1965 revision) (以下、「AID Contract」) へ述べて検討する解決の殆どは AID 約款の文書化された保険を内容とするものなので、AID は参考資料として使用する。

(12) 22 U.S.C. § 2190(i) (Supp. V 1975).

(13) AID Contract, *supra* note 11, § 16.01.

(14) *See ibid.* § 1.15.

(15) *Ibid.* § 1.15(2).

(16) *Ibid.* § 2.04.

(17) 株式投資家は、殆どの場合で、収用に対して OPIC に付保しているときは、投資ドル額の九〇パーセント、プラス付保済み株式に起因する将来の留保収益に対する付保額に等しい額がカバーされる。例えば、(外国企業の社外株式の半分に対する) 一〇〇〇ドルの投資について付保し

た場合には、投資家は最大一八〇〇ドル (九〇〇ドル十九〇〇ドル) のカバレッジを取得することができる。初年度の操業後に、留保収益額が二〇〇〇ドルにのぼり、かつその半分が付保済み投資の対象になるときは、投資家はリスクに対して最高一八〇〇ドルのカバレッジを得ることになる。これは、保険約款が「投資純額」(net investment) として言及しているものである。AID Contract, *supra* note 11, § 1.28. 外国企業がその時点で国有化された場合、は、これが投資家に対して支払われる額となる。*Ibid.* § 18.01.

(18) 保険約款のものでは、「収用的行為を原因とする損失は、アメリカにおいて一般に認められている会計及び査定の原則に従って決定され。」 AID Contract, *supra* note 11, § 18.01. アメリカでは、公正な市場価額が収用的行為

の場合において一般に認められたガイドラインである。

ス (Stephan A. Robbins) 弁護士の書簡

R. Lillich, ed., *The Valuation of Nationalized Property in International Law* (Charlottesville: University

Press of Virginia, 1972), p. 1, 143; A. Lowenfeld, ed., *Expropriation in the Americas: A Comparative Law*

Study (New York: Dunellen, 1971), p. 270.

26 25
N J *ibid*

(20) ラルストン・ブリーナ事件に関する情報については、

次の資料を参照。OPIC, Public Information File C-166

Raiston Furuta Co. - China (株式会社 Raiston Inc.)

(21) AID, Contracts of Guaranty Nos. 5845, 584

Between AID and Ralston Purina de Panamá S.A.

Special Terms and Conditions (Oct. 31, 1967) (日本語)
レッスンのOPTIONで利用可能)

(22) Decreto No. 691 de 16 de noviembre de 1970

[1970] 93 *Diario Oficial* [D.O.] 3946 (Chile). 労使紛争問題に施行する手続を民間企業を取用するところにこの問題に

に間違つて旅行で北海道に赴き、10月に帰國した。この間にジエンデ政権が用いた最初の方法のひとつであつた。状況

によつては、政府は企業の經營の全部又は一部を一時的に買収する事である。

(23) 収用する権限を有していた。ひとたび干涉令が有効されれば、民間所有者は支配権を回復できそうにはなかつた。

tion, Sud America and Overseas Private Investment Corporation. Arbitrators Opinion on Liability, Amer-

hem file を引用」) (ラムナイト DC の OPIIC で利用可
能)

角

(43) Decreto No. 658 de 18 de noviembre de 1970, [1970] 93 D.O. 3972 (Chile). いわゆる金手は、ホワイトカラーワークのストライキの結果であった。鉱山はまだ、ブルーカラー労働者のストライキのために干渉を受けた。Decreto No. 699 de 18 de noviembre de 1970, [1970] 93 D.O. 3972 (Chile).

(33) An Act to Provide for the Imposition of a Production Levy on Bauxite and Laterite Won in Jamaica, and for Matters Incidental Thereto or Connected Therewith, Law No. 29-1974, June 8, 1974 (Jamaica).
(34) ৩৪. 水の資源を巡る。 Reynolds Guyana Mines Ltd. v. Commissioner of Inland Revenue, No. 1982-74 (High Court of the Supreme Court of Guyana, Demerara, 1974).

(15) New York Times, July 11, 1974, at 49, col.3; *ibid.*,
July 15, 1974, at 35, col.1.

(16) AID Contract, *supra* note 11, § 1.15(4).

(17) ペーナハ・トハム・ボイシトヤア事件に関する情報

料で利用可能。Bethlehem file, *supra* note 46, at tab C)

參照 OPIIC, Public Information File No. C-108, Reynolds Metal Co. - Guyana (レノーワルズ・メタル・カンパニー・ガイアナ支社)

(15) AID, Contract of Guaranty No. 5877 — Special

Terms and Conditions (June 28, 1968) (専用規約)
○専用規約(専用可能)

(52) Bauxite Nationalization Act of 1971, [1971] 222

(58) ケーロ事件に関する情報については、次の資料を参照。
OPIC, Public Information File No. C-118, Cerro Corp.
- Chile (チリへのDCのOPICを利用可能)

(59) リの工場はチリに対して外貨獲得をもたらす価値ある
プロジェクトとなるはずであった。さらに、OPICは、
バンク・オブ・アメリカによる当該プロジェクト向け一〇

- 万ヶ月融資に対する付保を示す契約である。AID, Contract of Guaranty No. 6037, Between AID and Bank of America – Special Terms and Conditions (June 28, 1868) (ドーハーネハコソアード利用可能)
- (3) AID, Contract of Guaranty No. 5697, Between AID and Cerro Corp – Special Terms and Conditions (May 13, 1967) (ドーハーネハコソアード利用可能)
- (6) Ley No. 17,450 de 15 de julio de 1971, [1971] 94 D. O. 2741 (Chile), translated in *International Legal Materials*, Vol. 10, 1971, p. 1067.
- (62) 「遅れたかたちの補償」の例としては、付保済み投資に対する支払をせずに投資家の未付保投資に対して十分な補償を行うところのような投資家と外国政府との間の協定や、収用自体のための補償手段として収用会社の関連会社の產品に対して外国政府が支払を膨張させる状態といつたものがある。
- (63) 標準は、一般に「迅速な十分な実効的な」補償と云う条件で記載される。Lillich, "Law and the Chilean Nationalization: The Valuation of the Corporations," *International Lawyer*, Vol. 7, 1973, p. 125; Mays, "Overseas Private Investment Corporation and Investment in the Americas," *International Lawyer*, Vol. 7, 1973, p. 132.